

株式会社野馬追サステナジー「(仮称)野馬追の里風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年3月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)野馬追の里風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社野馬追サステナジーに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県南相馬市及び相馬郡飯舘村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大51,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 2月15日
環境大臣意見受理	平成30年 4月20日
経済産業大臣意見発出	平成30年 5月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年10月15日
住民意見の概要等受理	平成30年12月13日
福島県知事意見受理	平成31年 2月21日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月10日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 6月30日
住民意見の概要等受理	令和 2年 8月31日
福島県知事意見受理	令和 2年12月25日
環境大臣意見受理	令和 3年 1月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 3月26日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、江藤
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅、資材・伐木置場の造成等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が多いものとなっている。

このため、道路及び資材・伐木置場については、その必要性を再度検討し、計画の見直しを行うことで、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

2. 各論

(1) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧ⅠB類として分類されているホトケドジョウ等の重要な水生動物も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念されるが、本準備書において、沢筋等の状況が把握されておらず、水環境等に対する影響について、適切に予測及び評価が実施されていない。

このため、評価書の作成までに、沢筋等の状況を把握し、専門家等からの助言を踏まえ、水環境等に対する影響について、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。

また、濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況をふまえ、十分に対応可能な性能とすること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果について、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を十分に実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアの生息が確認されているほか、同区域の周辺ではクマタカの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施によるクマタカ等の希少猛禽類等への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣・繁殖が確認されているが、行動圏の内部構造の解析が実施されていない。このため、評価書の作成までに、専門家等の助言を踏まえ、行動圏の内部構造の解析を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物（以下「発生土等」という。）は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

ア 工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

イ 発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時において、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

ウ 全ての廃棄物の再利用が実現せず、一部を廃棄物として処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で、搬出、運搬、処分等を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。